

# 新相続税 (2015年1月から予定)

2013年2月15日  
週間朝日 2/15号

## 1、基礎控除の縮小

■夫が亡くなって、妻と子供二人に一億円の遺産を残した場合(基礎控除4割縮小)

現行	基礎控除8千万円 (5千万円+1千万円×法定相続人3人)	課税対象 2千万円
4割縮小		
2015年 1月~	基礎控除4800万円 (3千万円+600万円 ×法定相続人3人)	課税対象 5200万円

5000万円+1000万円×法定相続人  
↓ ↓  
3000万円+ 600万円×法定相続人

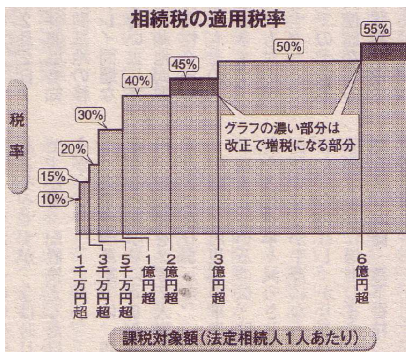
## 2、相続税の計算例

### ①基礎控除

3000万円+600万円×法定相続人

### ②法定相続分で分ける

### ③それぞれの課税遺産額に税率を かけ、控除額を差し引く



### ④相続税の総額を実際の相続割合でわけ

### ⑤実際に納める税金

### 相続税の計算例

- ・夫が亡くなり、遺産の総額は1億5千万円
- ・法定相続人は妻と子2人の計3人
- ・法定相続分で相続する

**①遺産総額から基礎控除額を差し引く**  
1億5千万円 - (3千万円 + 600万円 × 3)  
= 1億200万円……課税遺産総額

**②課税遺産総額を法定相続分で分ける**

妻	子1	子2
1億200万円 × 1/2 = 5100万円	1億200万円 × 1/4 = 2550万円	2550万円

**③それぞれの課税遺産額に税率をかけ、控除額を差し引く**

妻	子1	子2
5100万円 × 30% - 700万円 = 830万円	2550万円 × 15% = 332.5万円	332.5万円

相続税の総額は  
830万円 + 332.5万円 + 332.5万円  
= 1495万円

**④相続税の総額を実際の相続割合で分ける**

妻	子1	子2
1495万円 × 1/2 = 747.5万円	1495万円 × 1/4 = 373.75万円	373.75万円

**⑤実際に納める税金**

妻	子1	子2
ゼロ	373.75万円	373.75万円

(「配偶者の税額軽減の特例」により、配偶者は法定相続分相当額または1億6千万円のいずれか多い額までは非課税となる)